

# 静岡県環境負荷低減事業活動実施計画認定要領

## 第1 趣旨

この要領は、「環境負荷低減事業活動の実施に関する計画又は特定環境負荷低減事業活動の実施に関する計画」（以下「実施計画」という。）の認定手続きについて、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号。以下「法」という。）、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律施行規則（令和4年農林水産省令第42号。以下「規則」という。）、環境負荷低減事業活動の促進及びその基盤の確立に関する基本的な方針（農林水産省告示第1412号。以下「基本方針」という。）、環境負荷低減事業活動の促進等に関するガイドライン（4環バ161号。以下、「ガイドライン」という。）及び静岡県環境負荷低減事業活動の促進に関する基本的な計画（令和5年3月28日静岡県、全35市町。以下「基本計画」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

## 第2 申請者の資格

実施計画の認定を申請することができる者は、静岡県内で環境負荷低減事業活動（法第2条第4項の環境負荷低減事業活動）を行う農林漁業者（法第2条第3項の農林漁業者）とする。

## 第3 実施計画の作成

実施計画の認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別記様式第1号又は第2号により計画書を作成するものとする。

## 第4 実施計画の認定申請

申請者は、実施計画その他必要な書類を添付した別記様式第3号又は第4号による認定申請書を作成し、知事に提出するものとする。

## 第5 実施計画の認定

- 1 知事は、申請された実施計画の認定審査に当たっては、法、基本方針、ガイドライン及び基本計画に即して行うものとする。
- 2 知事は、申請のあった実施計画が、法、基本方針、ガイドライン及び基本計画に適合すると認めた場合は、申請者に対し別記様式第5号又は第6号により通知し、別記様式第7号又は第8号による認定書を交付するものとする。
- 3 知事が、申請のあった特定環境負荷低減事業活動実施計画について認定した場合にあっては、関係市町長に対し別記様式第9号により、関東農政局等に対し別記様式第10号により、それぞれ通知するものとする。
- 4 知事は、申請された実施計画が認定要件に適合しないと判断した場合、認定をしない理由を別記様式第11号により申請者に通知するものとする。
- 5 実施計画の認定期間は、認定書の交付日から5年後の年度末までとする。

## 第6 意見聴取

知事が、第5に基づき特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定を行う場合において、法

の規定に基づき関係市町長へ意見を聴く場合、知事は、別記様式第12号により、関係市町に照会するものとし、関係市町長は、別記様式第13号により回答するものとする。

## 第7 協議

- 1 知事が、第5に基づき実施計画の認定を行う場合において、法の規定に基づき関東農政局長へ協議する場合、知事は、別記様式第14号、第15号又は第16号により、関東農政局長に協議するものとする。
- 2 知事が、第4に基づき実施計画の認定を行う場合において、法の規定に基づき、指定市町へ協議する場合、知事は、別記様式第17号により、指定市町に協議するものとする。

## 第8 実施計画の変更

- 1 認定を受けた農林漁業者が、実施計画を変更しようとするときは、別記様式第18号により申請することとし、規則第9条又は第14条の規定に基づき、変更後の実施計画及び変更前の実施計画の実施状況を別記様式第19号により併せて報告するものとする。
- 2 実施計画の変更の認定審査は、第5の手続きを準用する。
- 3 計画の軽微な変更をしようとするときは、別記様式第20号により届け出るものとする。

## 第9 実施計画の認定の取消し又は辞退

- 1 知事は、認定を受けた農林漁業者が実施計画に基づいて活動を行っていないと認めるときは、法の規定に基づき、当該実施計画の認定を取り消すことができる。
- 2 認定を取り消したときは、農林漁業者に別記様式第21号により通知するものとする。
- 3 認定を辞退したときは、農林漁業者から別記様式第24号を受理する。

## 第10 実施状況の報告

- 1 知事は、必要に応じて農林漁業者に実施計画の実施状況について報告を求めることができる。
- 2 報告を求められた農林漁業者は、別記様式第22号により、知事に回答するものとする。

## 第11 提出先

別記様式第1号から第4号まで、別記様式第18号から第20号まで及び別記様式第22号の提出先は、別添1のとおりとする。

## 第12 その他

この要領に定めるもののほか、認定に関し必要な事項は別に定める。

## 附 則

この要領は、令和5年8月25日から施行する。

## 附 則

この要領は、令和7年3月31日から施行する。

別添1 農林漁業者が作成した書類の提出先

区分	提出先	受付部署	
農業者	「事業活動の実施区域」を管轄する農林事務所 (ただし、事業活動の実施区域が2以上の農林事務所の管轄に属する場合は、当該事業活動の実施区域を最も広くその管轄する区域に含む農林事務所)	地域振興課 (ただし、富士農林事務所管内においては生産振興課)	
林業者	申請者の居住地を管轄する農林事務所		
漁業者	水産・海洋技術研究所	水産・海洋技術研究所本所	静岡市、沼津市、三島市、富士宮市、島田市、富士市、焼津市、藤枝市、御殿場市、裾野市、伊豆市(旧土肥町を除く)、御前崎市、牧之原市、伊豆の国市、田方郡、駿東郡、榛原郡
		水産・海洋技術研究所伊豆分場	下田市、熱海市、伊東市、伊豆市(旧土肥町)、賀茂郡
		水産・海洋技術研究所浜名湖分場	浜松市、磐田市、掛川市、袋井市、湖西市、菊川市、森町